1. 議事日程(初日)

(平成23年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成23年3月8日 9 時02分 開 於 議 場 会議録署名議員の指名………………………4 日程第1 会期の決定………………………………………………………………………… 4 日程第2 日程第3 日程第4 報告第1号 専決処分(平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7 号)) した事件の承認について…………………………11 日程第5 議案第15号 平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8号)……………14 議案第16号 平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 日程第6 算(第2号)……………………28 日程第7 議案第17号 平成22年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正 予算 (第1号) ………………30 議案第18号 平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 日程第8 (第2号) ………………………31 日程第9 議案第19号 那智勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例………33 日程第10 議案第20号 特別会計条例の一部を改正する条例…………………………35 議案第21号 那智勝浦町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例………36 日程第11 議案第22号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例…………37 日程第12 議案第23号 小匠防災ため池施設管理条例………38 日程第13 議案第24号 那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例……………43 日程第14 議案第25号 監査委員の選任について……44 日程第15 2. 出席議員は次のとおりである。(14名) 蜷 川 勝 彦 1番 左 近 誠 2番 中岩和子 3番 4番 森本曦夫 湊 谷 幸 三 5番 田中幸子 6番 小 谷 一 郎 7番 8番 太田干士 9番 橋本謙二 10番 引 地 稔 治 12番 11番 曽 根 和 仁 東 信 介 13番 田中 植 山縣弘明 14番 会議録署名議員の氏名 8番 太田干士 9番 橋 本 謙 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(16名) 町 長 寺 本 眞 一 副 町 長 植地篤 延

教 育 長 笠 松 昭 紀 消 防 長 東 正通 総務課新病院 潮崎 有 功 西田秀 也 (総務課長) 建設推進室長 会計管理者 岡崎 順子 病院事務長 八木敦哉 税務課長 濵 口 博 之 住民課長 寺 本 資 久 福祉課長 福居 和 之 観光産業課長 瀧本雄 之 建設課長 塩 地 勇 水道課長 原 忠 夫 田 幸 教育次長 小 玉 常 夫 総務課企画員 畑中卓也

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (3名)

 事務局長
 藪本活
 英

 事務局副主査
 加味根
 涼

 事務局副主査
 脇地
 健

~~~~~~ () ~~~~~~

#### [4番森本曦夫議長席に着く]

○議長(森本昇夫君) おはようございます。

紀南新聞社、熊野新聞社より議場での写真撮影許可の申し出がありました。本件について議 長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様にお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないように、傍聴の妨げにならないよう御配慮お願いいたします。

また、傍聴者の皆様にお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。



# 9 時02分 開会

○議長(森本昇夫君) ただいまから、平成23年第1回那智勝浦町議会定例会を開会します。

開議に先立ちまして、去る2月9日に開催された全国町村議会議長会定期総会の席上、自治 功労者として表彰をお受けになられました湊谷議員に表彰状の伝達を行います。

湊谷議員は平成7年に初当選以来4期目、活躍中であり、今回の表彰のほかに町長感謝状、 和歌山県町村議会議長会会長表彰を受賞しております。本議会にあっては、議長、副議長、常 任委員会委員長、特別委員会委員長などを歴任されております。今回の受賞はまことにおめで とうございます。

表彰状の伝達を行い、本町議会からも記念品を贈ります。今後ともますますの御健勝で町政 の発展と地方自治の向上のために御活躍をいただきたいと思います。

それでは、伝達を行います。

局長。

○事務局長(藪本活英君) 議長から表彰状の伝達を行いますので、湊谷議員さん、恐れ入りますが、前までよろしくお願いいたします。

# 〇議長 (森本昇夫君)

表 彰 状

和歌山県那智勝浦町 湊谷幸三殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興、発展に寄与されたその功績はまこと に顕著であります

よってここにこれを表彰します

平成23年2月9日

全国町村議会議長会会長 野村弘

(拍 手)

**〇事務局長(藪本活英君)** 続きまして、本町議会から記念品を贈呈いたします。

- ○議長(森本昇夫君) 続いて、町長から記念品の贈呈を行います。
- ○町長(寺本眞一君) おめでとうございます。(拍手)
- ○議長(森本昇夫君) それでは、湊谷議員からごあいさつお願いいたします。
- ○6番(湊谷幸三君) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは議長より永年勤続表彰ということで伝達を受けました。これは我々の姉妹都市、 友好都市の野村議長さんからいただいたものでありまして、何か野村議長さんとは縁があるな あという、そういう思いで今表彰状を議長が読み上げてくれるのを、そういうふうな気持ちで 感じておりました。

私は、議長から先ほど御紹介があったように、平成7年にこの那智勝浦町の一般選挙で初当 選いたしました。16年になる、7月になると思います。その間、いろいろな出来事がありました。

1期目のときは3人の現職議員が亡くなったり、またその16年の間に合併問題も2度起こりました。その都度、私は本町の合併協議会の委員としてその議論に参加いたしたわけでございますが、いずれも町民が合併を望まなかったということで不調に終わりました。その2つの合併協議会は7カ月、あるいは8カ月の議論を相手方の行政と闘わせたわけでございまして、それがアイデンティティーといいますか、町民の皆さんのそういう気持ちがまさって不調に終わったということは、まことにざんきにたえないといいますか、徒労感が私の体じゅうを駆けめぐった、そういうようなことが思い出されます。

そういう中で、今後は単独の道を歩んでいくわけでございます。厳しい財政状況の中ということは皆さん既に御承知かと思います。しかしながら、やるべきことはやっていかなければならない、そういう覚悟でもって行政とともに、ひとつ大いに議論を闘わせて、よりよい那智勝浦町をつくっていきたいと思っております。まあ健康が許せばの話でございますが、私も微力ながら頑張ってまいりたいと思いますので、今までと変わらぬ議員の皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げ、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

〇議長(森本昇夫君) 以上で表彰伝達式を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$ 

9時09分 開議

**〇議長(森本昇夫君)** 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森本昇夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

8番太田干士君、9番橋本謙二君を指名します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 会期の決定

○議長(森本昇夫君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

9番橋本君。

○議会運営委員長(橋本謙二君) 平成23年那智勝浦町議会第1回定例会の日程等について、去る 3月3日に議会運営委員会を開催し協議しました結果を御報告いたします。

日程等を御参照ください。

会期は、本日8日から22日までの15日間の予定であります。本会議7日、委員会3日、純休会5日でございます。

付議されるべき事件は平成23年度当初予算14件、22年度の補正、報告も含めまして5件、条例が6件、監査委員の選任1件、専決処分に伴います報告1件の26件でございます。なお、追加議案4件が予定されております。

[議事予定表朗読]

また、追加議案4件が予定されております。

平成23年度一般会計予算の質疑要領につきましては、お手元に要領を配付いたしておりますとおり、歳入は全般、歳出は3つに分けて行い、款1議会費から款3民生費、款4衛生費から款6商工費、款7土木費から款13予備費、最後に歳入歳出合わせた総括質疑を行います。

日程等につきましては以上でございますが、次の選挙から定数が2人減となります。それに 伴いまして会議規則、委員会条例等の改正が必要となります。その件につきまして、今会期中 の時間の余裕のある日に全員協議会を開いて協議したいと考えております。あらかじめお含み ください。

以上でございます。

○議長(森本昇夫君) ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月22日までの15日間に したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、会期は本日から3月22日までの15日間に決定いたしました。

日程第3 諸報告

〇議長(森本昇夫君) 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長(寺本眞一君) おはようございます。

先ほど湊谷議員が在職15年の表彰を受けられましてまことにおめでとうございます。

今までの経験を生かして、また私たちも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日ここに平成23年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれ

ましては公私ともに御多用中にもかかわりませず御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、今議会に付される諸案件の説明に先立ち、町政報告を行います。

住民が健康で生きがいを持ち、心豊かな生活を送る一助とするため、地域の実情を踏まえた 保健・医療・福祉のあり方と、その実現の方向性を明らかにする那智勝浦町医療・健康福祉基 本構想が完成いたしました。「みんな すこやか 安心の町 那智勝浦」という基本理念のも と、健康づくり・保健対策の推進、だれもが安心して暮らせる体制の確保、持続可能な医療体 制の整備という現状と課題を分析し、目標と目指すべき方向を示しました。

今後の那智勝浦町の保健・医療・福祉の指針として、この構想に沿った施策を展開し検証を 進めてまいりたいと考えております。当初予算において新病院建設推進の有識者委員会設置に 係る予算をお願いするとともに、追加議案で病院建設関連予算をお願いしたいと考えておりま す。

次に、予算にも計上させていただいております予防接種の関係でございます。小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンを含む同時接種後の死亡報告と接種の一時的見合わせについて、3月4日、厚生労働省から通知がありました。ワクチンを同時に接種した後、死亡した例が報告されたことによるものです。ワクチン接種と死亡との因果関係は、報告医によれば、いずれも評価不能または不明とされており、現在詳細な調査が国において進められております。今後につきましては、国、県の指導を仰ぎながら対応していきたいと考えているところでございます。

平成22年度における諸事業、諸施策及び行政各般につきましては、おおむね順調なる進捗を 見、円滑に執行していますことを御報告申し上げます。

昨年夏より工事にかかっておりました宇久井中学校と那智中学校のそれぞれの屋内運動場の 耐震改修も完成し、本日は卒業式が挙行されております。新年度予算において那智中学校校舎 の耐震改修を予定しているところであり、今後とも学校を初めとする町有の公共建築物に関し ては、諸般の事情はありますが、早急に耐震性をクリアしてまいらねばならないと考えており ます。

また、1月には道の駅「なち」に農産物直売所が完成し、多くのお客様でにぎわっているところでございます。今月末には熊野那智世界遺産情報センターも完成の運びとなり、那智山そして熊野古道の玄関口としての機能が整うことになります。情報センターでは熊野那智参詣曼荼羅を展示するなど、世界遺産の情報発信を行ってまいります。

さて、2月18日、町民の森地域植樹祭を那智高原において開催いたしました。これは5月22日、日曜日に田辺市において開かれる第62回全国植樹祭のプレイベントとなるものであります。当日は町内の小学生と緑の少年団の皆さん178名が参加いただき、各校で育てたカシの苗木334本を植樹してくださいました。植えられた木がすくすくと育つことを願っております。今後、本町におきましては、5月の全国植樹祭の後、天皇皇后両陛下にお目見えした木の植樹を予定しております。

三川小学校は3月末をもちまして109年の歴史に幕を引きます。平日の朝、国道42号を和歌

山方面へ自動車で走ると、三川小学校前の信号でとまることがよくあります。通学の子供たちです。横断歩道を渡り終えた子供たちは必ず振り返って、とまってくれた自動車に向かっておじぎをしてくれます。そんな光景を幾度となく拝見し、とてもうれしい気分で運転を続けることができました。いつから始まったのかわかりませんが、上級生がする姿を間近で見て下級生もまねをして代々伝わってきたことだと校長先生に伺ったことがあります。どうか三川小学校の皆さんは、小学校前の信号でとまってもらった自動車へのおじぎをするというとてもすばらしい行動を、勝浦小学校へ行くことになってもぜひ続けていただき、勝浦小学校の児童の皆さんもそれをまねしていただけるようになってほしいというのが私の今の気持ちでございます。

次に、本会議において提案いたしております議件について御説明をいたします。

議件は合計26件であります。その内訳は、専決処分報告1件、平成23年度一般会計を初めとする当初予算14件、平成22年度補正予算4件、条例の制定2件、条例の一部改正4件、監査委員の選任について1件となっております。

報告第1号は、平成22年度一般会計補正予算(第7号)について専決処分の承認をお願いするものでございます。

議案第1号から議案第14号、平成23年度予算案の大要について御説明申し上げます。

私が町政を担当させていただくことになって、はや1年がたちました。2度目の予算編成となりましたが、厳しい財政状況の中で活力ある地域づくり、まちづくりを目指した予算を編成させていただきました。新年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算総額は145億5,250万2,000円で、平成22年度予算総額139億8,981万円に対し5億6,269万2,000円、4.02%の増となっております。

一般会計予算は、昨年4月に過疎地域に指定されたことから過疎債を利用した予算になっております。本年度も教育施設の耐震対策を積極的に進めるほか、下里保育所の新築、消防車の整備等、安全・安心な学校づくり、地域づくりに努めます。また、子宮頸がんワクチン等の無料接種、75歳以上の独居高齢者宅の保健師訪問事業等、健やかに住民の方々が生活できるような施策を進めます。

本年も入湯税を利用した観光振興補助金、そして観光協会補助金等、本町の主要産業の一つである観光振興のための施策、ふるさと雇用、緊急雇用を活用した事業等、厳しい財政状況の中で地域、町の活性化を目指した予算編成となっております。

歳入の最たる財源を町税、地方交付税及び国県支出金、さらに地方債に求め、なお不足する 財源については基金の取り崩しによる繰り入れを行い、歳入歳出それぞれ対前年度比6.3%増 の69億円を計上いたしております。昨年度と比較して4億1,000万円の増額となります。

地方交付税につきましては、対前年度2.1%、5,000万円の増の24億5,000万円を見込み計上 しております。

町税につきましては、不況の影響から町民税、入湯税が昨年度を下回るものと予測され、対前年度3.1%、4,913万1,000円減の15億5,108万円を見込み計上しておりますが、今後とも歳入財源の根源であります税収の確保に全力を尽くしてまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

総務関係。過疎地域の活性化のため引き続き地域おこし協力隊による過疎対策事業を実施いたします。

福祉関係。本町の福祉政策については、老人福祉、障害者福祉等、それぞれの福祉計画に沿って施策の充実に努めているところでございます。

児童福祉関係では、下里保育所整備事業として建設に伴う費用をお願いしております。

老人福祉関係では、保健師による75歳以上の独居高齢者宅訪問事業を引き続き実施するとと もに、在宅生活を支援する施策を行ってまいります。そして、高齢者を含むすべての町民が安 心して住みなれた地域で生活を永続できるよう、介護予防、介護サービスの充実に努めてまい ります。

保健衛生関係では、子宮頸がん等のワクチン接種緊急促進事業を実施し、子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの無料接種を行いたいと考えておりますが、先ほど申しましたように安全面について国、県の御指導を仰ぎたいと存じます。また、保育所給食の栄養指導や各種団体における食育の推進のため管理栄養士を配置するとともに、健康相談、各種検診を実施し、住民の健康管理に努めてまいります。

人権啓発関係では、人権尊重推進委員会の協力のもと、すべての人の人権が尊重される町を 目指して人権に関する総合的な施策の推進に努めてまいります。

生活環境関係。生活排水対策として合併浄化槽整備事業を推進するため65基分をお願いいたしております。

し尿処理関係では、本町負担金1億6,167万円をお願いしております。平成22年度起債償還が終了したことから旧施設の解体撤去を予定しております。引き続き快適な環境を守るための施設として管理運営に努めてまいります。

次に、ごみ処理の関係では、循環型社会の構築に向け指定ごみ袋による収集を行い分別の徹底を図っておりますが、さらにごみの減量化、資源化、再利用化に取り組みます。

クリーンセンターにつきましては、施設の運転管理及びごみ収集等、運営経費と一般廃棄物 処理に係る再資源化の予算をお願いしております。今後も維持管理につきましては常に細心の 注意を払い安全なごみの処理に万全を期してまいります。

農林関係。農林関係では、緊急雇用を活用した耕作放棄地等データベース構築事業を実施するとともに、耕作放棄地対策と観光振興を兼ねた旅館米補助、耕作放棄地の耕作請負隊事業等、耕作放棄地に対する事業を行ってまいります。また、本年度も小規模土地改良事業費として用排水路改修工事費を計上し、農業基盤の整備、農業生産の効率化を図ってまいります。

林業関係です。森林の働きは水源涵養、地球温暖化防止等の大切な役割を初め、土砂流出、崩壊防止といった国土保全の見地からも適正な整備の推進が必要であります。本町でも町土の大部分を占める森林の整備は必要不可欠であり、鳥獣害被害防止対策の実施や間伐に対する補助等、森林の育成管理に取り組みます。また、田辺市で開催予定の全国植樹祭の関連事業として地域植樹祭を予定しております。

水産関係。水産業を取り巻く環境は漁業資源の減少、燃料油の高騰、魚価の低迷等の影響でますます厳しくなっております。このような状況ではありますが、漁業地域の活性化、資源管理、漁場保全を一層推進してまいります。本年はシーハウス熊野灘の改修工事を行い、マグロ船乗組員の利便性を向上させ、マグロ船の誘致もなお一層進めてまいります。

商工関係。先日の商工祭は多くの方でにぎわい、町に少し元気が出てきたと感じたところでありますが、依然として本町の商工業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、商工会の役割はますます重要なものとなっております。新年度におきましても、商工会運営補助を初め空き店舗を活用したアンテナショップ等、地域商工業の振興発展を支援するとともに地域の活性化に努めてまいります。

観光関係。那智勝浦町の主要産業の一つ、観光の活性化に向けてそれぞれの皆様がそれぞれの立場で御努力いただいております。昨年初めて実施いたしました入湯税を活用した観光振興補助金では多くの町民の皆様からアイデアをいただき、観光の振興につなげる事業を行っていただいたと思っておりますが、本年も引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、国内外の誘客対策を講じるべくトップセールスを行い積極的に誘致対策に努めるとと もに、町観光協会補助金、県観光連盟負担金を初めとする観光宣伝事業等にも取り組みます。 特に町観光協会補助金を増額し、まぐろプレゼントキャンペーンを予定しているところであり ます。そして、和歌山県近隣市町村とも一層連携を深めるとともに、町観光協会を初め各関係 団体とも力を合わせて取り組んでまいります。

建設土木関係。地域の経済、社会活動を支えるための道路等の基盤整備や住民の生活に密着する生活環境改善を本年も図ってまいります。

道路改良工事2件、舗装工事3件、側溝改修工事8件、道路災害防除工事1件、河川改良工事2件等の整備を行います。また、那智勝浦新宮道路の用地関係で本年も引き続いて2名の職員を和歌山県に出向させることになっております。

平成14年度より実施している地籍調査事業につきましては、昨年に引き続き下里、湯川地区の実施と、新たに小阪地区を実施し事業の推進に努めます。

消防関係。消防関係では、常に消防組織、施設の充実強化に努めておりますが、今年度におきましては消防ポンプ自動車2台を初め消防団軽積載車、小型動力ポンプ4基、10基の消火栓の設置工事等を予定しており、消防力のさらなる強化を進めてまいります。

水防費で小匠ダムの改修工事負担金をお願いしているところでございますが、事業主体が和 歌山県で5カ年の事業の予定となっております。

また、災害対策費では、津波避難困難地区対策として那智海岸トンネル出口周囲のかさ上げ工事を実施し、地区住民の安全・安心の向上を図ってまいります。

教育関係。学校教育関係では那智中学校校舎の耐震改修に係る費用を計上しております。生徒が安心して教育を受けることができるよう教育環境の整備を行ってまいります。その他、小学校、中学校の管理費、外国語指導助手招致事業費等を計上し、那智勝浦町の将来を担う子供たちの教育の充実に努めます。

社会教育関係では、公民館活動を初めとする各種生涯学習や文化活動の支援費用、人権啓発 関係費用、世界遺産を初めとする文化財関係費用、スポーツ少年団や体育協会への補助を初め とする保健体育関係費用等を計上しております。

次に、特別会計について、その概要を御説明いたします。

特別会計。

国民健康保険事業費特別会計につきましては、医療費に係る保険給付、40歳以上を対象とする特定健診、特定保健指導、後期高齢者支援金等、総額27億8,475万8,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療事業費特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金等総額 3億9,435万円を計上いたしております。

簡易水道事業費特別会計では、平成19年度より進めてまいりました宇久井簡易水道が完成の 運びとなり、本年度は旧上野の配水池の解体撤去を行います。また、老朽配水管布設がえ工事 等を進め、給水の安全、安定に努めてまいります。

育英奨学金貸与事業費特別会計につきましては、高校生、大学生等への貸与を継続し、今年 度も予算を計上いたしております。

下水道事業費特別会計は、那智山地区特定環境保全公共下水道に係る事業費を計上しております。

介護保険事業費特別会計につきましては総額16億5,132万9,000円を計上しております。事業につきましては、国、県の動向を見ながら介護予防サービス等を積極的に推進し適切な制度の運営に努めてまいります。

次に、企業会計について御説明いたします。

企業会計。

水道事業会計では、給水の安全、安定を図るため那智の郷地内を初めとする老朽配水管布設がえ工事等を進め、より一層の給水サービスの充実に努めてまいります。

町立温泉病院事業会計です。常日ごろから地域の皆様方へ、よりよい医療の提供に努めているところですが、当初予算では病院施設の運営費のほか、地域医療再生計画事業費補助金を活用しオーダリング、電子カルテシステム等の準備に係る予算を計上しております。医師不足を初め医療を取り巻く環境は厳しいものがありますが、自治体病院として地域医療の向上と経営のさらなる健全化に努めてまいります。

以上が平成23年度予算の大要であります。

引き続き、議案第15号から議案第18号までの平成22年度補正予算の概要について御説明いたします。

議案第15号、一般会計補正予算(第8号)は、4月10日執行の和歌山県議会議員選挙に係る 費用や地域活性化交付金を受けて下里出張所新築事業、町民センター改修事業、斎場の火葬炉 改修と下里小学校外壁の防水工事、住民生活に光をそそぐ交付金を受けての小・中学校図書館 の図書整備事業等、その他に国民健康保険事業費特別会計への繰り出し、事業費の確定による 減額や補助金確定による財源内訳の変更等が主なもので、歳入歳出予算の総額に1億1,959万8,000円を追加し、歳入歳出総額を70億3,812万3,000円とするものであります。

議案第16号から議案第18号までは、特別会計の補正であります。

議案第19号と議案第23号は条例の制定、議案第20号から議案第22号までと議案第24号は条例の一部改正をお願いするものであります。

そのうち、議案第19号は、那智勝浦町の職員を財団法人紀南環境整備公社へ派遣する上で条例制定が必要であり、今回お願いするものであります。

議案第20号は特別会計条例の一部を改正する条例で、老人保健特別会計を廃止するものです。

議案第23号は、小匠防災ため池施設、いわゆる小匠ダムの管理のための条例制定をお願いするものであります。

議案第24号は、三川小学校が3月末で閉校となりますことから学校管理条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第25号は監査委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

なお、会期の最後におきまして追加議案を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上が本議会に提案いたしました26件の概要であります。その詳細につきましては各担当者 から説明いたしますので、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げま す。

議員の皆様、そして町民の皆様の特段の御理解と御協力、御支援と御指導、御鞭撻を重ねて お願い申し上げまして町政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(森本昇夫君) 以上で諸報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第4 報告第1号 専決処分(平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号)) した事件の承認について

○議長(森本昇夫君) 日程第4、報告第1号専決処分(平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算 (第7号)) した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長(福居和之君) 報告第1号について御説明申し上げます。

報告第1号専決処分(平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号)) した事件の承認 について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいています。平成23年1月31日、専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いします。

平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第7号)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,852万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款10地方交付税から款15県支出金まで、歳入合計で補正前の額69億1,785万円、補正額、増額の67万5,000円で69億1,852万5,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額35万4,000円につきましては、国の補正予算に伴い子宮頸がん予防ワクチン接種事業を実施するため補助金とあわせ交付されるものでございます。

款15県支出金、目3衛生費補助金、節8ワクチン接種緊急促進事業費補助金32万1,000円でございますが、国の補正予算の成立に伴い和歌山県に創設されたワクチン接種緊急促進基金を活用しワクチン接種費用を助成することにより子宮頸がんの予防を図り、住民の健康の保持、増進に寄与することを目的とした2分の1の補助金でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費、目2予防費、節13委託料67万5,000円につきましては、歳入で御説明いたしましたワクチン接種緊急促進事業費補助金を受け子宮頸がん予防ワクチン接種事業を実施するもので、23年度では13歳から16歳までの方を対象に実施する予定でありますが、23年度になりますと現在の16歳の方――高1ですけども――の方が対象とならないことから、22年度で現在の16歳の方の接種を1回行えば23年度でも2回目、3回目の接種の対象となりますので、現在の16歳の方の救済措置として実施するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。 9番橋本君。
- ○9番(橋本謙二君) 報道機関のほうでは、この子宮頸がんのワクチンが不足ということが盛んに言われておりますが、その点につきましての、うちの対象者の人数とそういう影響が出るのか出ないのかの見通しについてお伺いいたします。
- ○議長(森本昇夫君) 福祉課長福居君。

- ○福祉課長(福居和之君) 一応対象者ですが、89名おります。そのうち今現在のところ46名の方に申し込みいただいておるんですけども、先ほどの不測の事態なんですけども、現在のところ国のほうでは足らないと聞いております。今国のほうと業者と協議中ということで、今のところその返事だけしか聞いておりません。一応今46人のうち、接種は今のところ6名ほど打っているということを聞いております。ところが、今ワクチンが足らないということで、それまで待ってほしいという、国の今のところの報告でございます。
- ○議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- O議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。 3番中岩君。
- ○3番(中岩和子君) 先ほどの関連でちょっとお尋ねをいたします。

高校1年生の方が専決でこのように対応してくださったんですけど、それでワクチン、今年 度中にその接種を1回でもしておかないと補助金が出ないということでございますけど、ワク チンが足らなかった場合に今年度中にできなかっても、来年度にその方々は1回目受けても大 丈夫ということでございますか。

- 〇議長(森本昇夫君) 福祉課長福居君。
- ○福祉課長(福居和之君) その辺についても国のほうで協議中ということで聞いております。
- 〇議長(森本昇夫君) 3番中岩君。
- ○3番(中岩和子君) せっかくそういうふうなことで、本来ならできないところをこういうふうにして救済措置というか、そういうふうなことで受けられる。ただ、それが国のほうの都合でワクチンが足らないから今年度中に受けられないようなことが出てきたら、大変不公平が出てきますので、ぜひそういうところを強く要望して、仮にワクチンが4月に入ってしかできなくても、ただいま申し込んでる方は受けられる状況になっていただけるように強く要望していただきたいと思います。
- 〇議長(森本昇夫君) 福祉課長福居君。
- ○福祉課長(福居和之君) 私ども、できない場合でも上司と相談して、できるような方向で考えたいと思っておるんですが。
- ○議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第5 議案第15号 平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8号)

○議長(森本昇夫君) 日程第5、議案第15号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8号) を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事(総務課長)(潮崎有功君) それでは、議案第15号平成22年度那智勝浦町一般会計補正予算(第8号)について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,959万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3,812万3,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の規定となってございます。

第3条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10地方交付税から款21町債まで、歳入合計欄で補正前の額69億1,852万5,000円、補正額1億1,959万8,000円、計70億3,812万3,000円となります。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、款1議会費から款12諸支出金まで、次のページですが、歳出合計欄の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額です。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費です。歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由等により年度内にその支 出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより翌年度へ繰り越しして 使用できるものです。

款2総務費の役場庁舎空調設備改修事業から款9教育費の図書館施設整備等事業まで11件の 事業を翌年度に繰り越しし、平成23年度で実施するものです。

6ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。起債の目的欄中、消防防災施設整備事業から過疎対策事業まで、補 正前の限度額7億6,630万円から210万円を減額し、補正後の限度額を7億6,420万円とするも のです。

7ページをお願いいたします。

予算の関する説明書。歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括の歳入及び次のページ歳出について、それぞれ1億1,959万8,000円の増額を行っております。歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金で5,631万8,000円、地方債でマイナスの210万円、その他特定財源で79万円、一般財源が6,459万円となっております。

9ページをお願いいたします。

2 の歳入ですが、款10地方交付税の目 1 地方交付税は 2 億2,459万円を追加し、計は27億7,163万7,000円となります。

次のページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金、節3の地域活性化(きめ細かな臨時交付金)につきましては、国の平成21年度第2次補正予算において創設されたもので、公共施設または公用施設の建設または修繕等に係る事業で実施計画を策定した地方公共団体に配分交付されるものです。この総務費のほか、土木費、民生費、衛生費、教育費の事業にも交付されます。総務費では説明欄記載の下里出張所新築事業に充当いたします。

下のほうの款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節1統計調査費委託金62万 9,000円の減額は、説明欄記載の4件の統計調査費の確定によるものでございます。

次のページですが、款17寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業基金 寄附金として70万円、節2那智勝浦町まちづくり応援基金寄附金として9万円を追加させてい ただいております。

款18繰入金、目2減債基金繰入金につきましては、当初1億6,000万円を取り崩す予定にしておりましたけれども、今回同額の1億6,000万円を減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債の目2農林水産業債から目5消防債まで、事業費その他の調整により計210万円の減額補正をお願いするものです。

13ページをお願いします。

3歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当につきましては、平成22年の第4回定例会で補正をお願いしておりますが、それ以後の異動につきまして今回お願いするものでございます。なお、この後、各科目におけます職員手当等の補正につきましても説明を省略させていただきたくお願い申し上げます。節12役務費、節14使用料及賃借料につきましては、23年4月から県の観光局、それと紀南環境整備公社へ各1名の職員派遣を行うための経費をお願いするものです。

目4出張所費2,120万円につきましては、下里保育所用地に併設予定しております下里出張 所新築事業に関する予算となってございます。節17公有財産購入費570万円につきましては、 説明欄記載の下里出張所用地購入費としてお願いしておりますけれども、保育所用地の国道 側、向かって右側の一部が民有地となっております。その部分を購入し下里出張所の建設を予 定してございます。これにつきましては、将来的な土地の有効活用も考慮いたしまして、先ほ ど申し上げましたきめ細かな臨時交付金を充当しての事業となってございます。

目6電子計算費1,249万4,000円の減額補正をお願いしてございます。これにつきましては、 平成23年度から新しいシステムに入れかえをいたしますけれども、1月まで旧システムを使い まして、以後、並行して使用しておりましたけれども、リース切れを使っていたこともありま して、業者との交渉によりましてリース料の減額となったものでございます。

14ページをお願いいたします。

目7企画費の節15工事請負費の減額につきましては、世界遺産情報センター看板設置工事に係るものでございまして、最初予定しておりましたものよりLEDを専門とする業者の施工によりまして安くできたことによるものでございます。また節18備品購入費は、世界遺産情報センター備品といたしまして平安衣装の展示を予定しております。またそれに加えましてパンフレットの作成も含めまして30万円をお願いしてございます。

次に、目10町営バス運行費26万7,000円につきましては、最近の中東情勢の悪化によります 原油高の影響を受けまして町営バスの燃料費の補正をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

項 5 統計調査費、目 1 指定統計調査費62万9,000円の減額につきましては統計調査事業費の確定によるものでございます。

その下、款3民生費、項1社会福祉費、目7の障害者福祉費、節19負担金補助及交付金、説明欄、南紀ひまわり会補助金として90万円をお願いしております。本来であれば科目からして福祉課で説明するところではありますけれども、今回の補助金につきましては要綱がなく、また陳情書が提出されていることを踏まえまして、この件に関しましてのみ、総務課のほうで説明をさせていただきます。

まず、補正に至りました経緯でございますが、平成22年9月27日付で南紀ひまわり作業所の 新築事業に伴う財政支援についてということで陳情書が町長と議会議長あて提出されておりま す。議会におきましては厚生常任委員会に付託され、審議の結果、この南紀ひまわり作業所の 新築に伴う財政支援についての陳情書について全会一致で採択すべきものと決しましたという 厚生常任委員長の報告を受けまして、新築事業に係る補助金の減額分180万円の2分の1、 90万円をお願いするものでございます。

次に21ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、補正額70万円は寄附 金及び利子を基金に積み立てるものでございます。

目 6 那智勝浦町まちづくり応援基金費、補正額 9 万円につきましても寄附金を基金に積み立てるものであります。

22ページに補正予算給与費明細書をつけております。

総務の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課企画員畑中君。
- ○総務課企画員(畑中卓也君) 選挙関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

一番下の款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、ページが変わって、節4県議会議員選挙費委託金245万6,000円は、本年4月10日に執行される和歌山県議会議員一般選挙に係る平成22年度の選挙費に対する委託金であります。委託金の内訳は歳出の15ページをごらんください。

款 2 総務費、項 4 選挙費、目 8 県議会議員選挙費 245万6,000円は、歳入の県支出金と同額で、内訳は節にありますとおりですが、選挙日すなわち投票日が 4 月10日となっており、選挙に係る全体経費は平成22年度と23年度にまたがるものでございます。平成22年度分では、本番に備えての準備としてポスター掲示に要する費用が主なもので、節13の委託料29万3,000円、節14の使用料及び賃借料41万円となっており、それに人件費、事務費、備品購入が続いております。

恐れ入りますが、戻っていただきまして3ページをお願いいたします。

歳出の款2総務費、項4選挙費は補正前の額が3,209万5,000円で、今回の補正により合計3,455万1,000円とするものであります。どうかよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(森本昇夫君) 住民課長寺本君。

**〇住民課長(寺本資久君)** 住民課の関係について御説明申し上げます。

歳入ですが、9ページをお願いします。

款14国庫支出金、目2衛生費国庫補助金、補正額1,300万円は、平成22年10月に閣議決定されております国の補正予算に盛り込まれました地域活性化交付金(きめ細かな交付金)ですが、新年度予定しておりました残り1炉の火葬炉改修に係りまして当交付金の対象事業となることから、今補正予算に計上させていただいたものでございます。実際には平成23年度への繰越事業となりますので補助金の受けについても23年度となります。

16ページをお願いします。

歳出で、款3民生費、目1社会福祉総務費、補正額4,655万9,000円につきましては、節28繰出金で、国保会計におきまして主に一般被保険者の医療費の増加によります保険給付費等に不足が生じましたことから国民健康保険事業費特別会計へ繰り出しするものでございます。

次の17ページをお願いします。

款4衛生費、目3環境衛生費、補正額は1,392万6,000円で、節15工事請負費として1,396万5,000円をお願いしております。斎場につきましては、2炉のうち1炉の改修工事を本年度当初予算で御可決いただき、既に工事については完了しております。平成23年度に残り1炉の改修工事を計画しておりましたが、歳入でも申し上げましたように、国庫補助であります地域活性化交付金(きめ細かな交付金)を活用して改修に当たりたいことから、今回補正予算で計上させていただいたものでございます。また本工事、改修工事につきましては全額平成23年度へ繰り越し施工することになりますので、5ページの繰越明許費の衛生費に上げさせていただいております。

なお、本年度当初予算の工事請負費には名称を火葬炉改修工事(い号炉)と明記しておりま

したが、2 炉あるうち、片方のろ号炉の――い号炉、ろ号炉となっておりますが――ろ号炉の 劣化が予想以上に進んでいるということで、本年度当初分はろ号炉の改修を優先して施工させ ていただいたことから、今回の名称も同じくい号炉とさせていただいております。

住民課の関係は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(森本昇夫君) 福祉課長福居君。
- ○福祉課長(福居和之君) 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、目1民生費国庫補助金、節5地域活性化交付金、補正額70万円は平成22年度の国の地域活性化交付金(きめ細かな交付金)を受けまして、町民センターの改修事業として受け入れするものでございます。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、目3老人福祉費、節23償還金利子及割引料、補正額18万6,000円につきましては、平成21年度在宅福祉事業費補助金の確定による県支出金の返納金でございます。

目5町民センター費、節15工事請負費、補正額100万円につきましては、歳入で御説明しました国の地域活性化交付金(きめ細かな交付金)を受けまして、町民センター改修事業といたしまして玄関の自動ドア化の工事をお願いするものでございます。町民センターは地区のみでなく近隣地域のコミュニティーセンターとして役割が極めて高く、各種教室、相談事業、地域関連事業、行政関連事業など、多岐にわたって活用され、その中には乳幼児から高齢者まで多くの住民が出入りしております。当センターは開設から32年が経過し施設も老朽化しており、現在の玄関ドアは風雨にさらされ金属部分が腐食してひずみが生じ開閉が困難な状況にあります。公共施設のバリアフリー化を推進する中で、当センターの重い玄関ドアの開閉は身体的弱者にとって困難をきわめている状況から自動ドア化を補正をお願いするものでございます。この町民センターについては、ほかにもまだ選挙の投票にも利用されておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

17ページをお願いします。

目 7 障害者福祉費、節23償還金利子及割引料、補正額1,409万9,000円につきましては、過年 度障害者自立支援医療費補助金、障害者自立支援給付費負担金、障害程度区分認定等事務費補 助金、地域生活支援事業費等補助金、障害者自立支援特別対策事業費補助金精算に係る国及び 県への返納金でございます。

目 2 児童措置費、節 7 賃金、補正額194万4,000円につきましては、保育所給食調理員 3 名の 退職のうち 1 名が定年退職に伴わない中途退職によるものでございまして、今回その 1 名分の 退職報償金について補正をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 〇議長(森本昇夫君) 観光産業課長瀧本君。

○観光産業課長(瀧本雄之君) 観光産業課関連について御説明申し上げます。

まず、歳入の部、10ページになります。

真ん中辺になります。款15県支出金、項2県補助金、目5商工費補助金、補正額2万1,000円。節区分4量目検査交付金、説明欄に記載しております商品量目立入検査ということで、これは22年度から、県から権限移譲の関係でおりてきた検査でございます。お店で売っております重さの書いてある商品、パッケージしている外のグラム数を書いてる商品の立入検査を12月21日、行いました。それに関する費用の県からの補助金でございます。

それでは、次、歳出のほうに入らせていただきます。

18ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目6小規模土地改良事業費、これは財源内訳の変更でございます。過疎債充当予定しておりましたが、一般財源のほうに変えさせていただきました。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、これは先ほどの県からの補助金がありましたので一般財源から国県支出金のほうに財源内訳を変更させていただいております。

以下、観光費については職員の子供が生まれた、また結婚したという関係の手当でございます。

以上でございます。

- 〇議長(森本昇夫君) 建設課長塩地君。
- **〇建設課長(塩地勇夫君)** 建設課の関係について説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。

款14国庫支出金、目6土木費国庫補助金、節2地域活性化交付金(きめ細かな交付金) 1,000万円は、説明欄記載の道路新設改良事業の補助金を受け入れるものであります。内容に つきましては歳出で説明をさせていただきます。

次に、14ページをお願いします。

歳出であります。

款 2 総務費、目 9 地籍調査費、節13委託料288万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の地籍調査測量業務委託であります。事業費の確定による減額でございます。

次に、19ページをお願いします。

款7土木費、目2道路新設改良費、節15工事請負費1,200万円は、説明欄記載の朝日10号線外側溝改修工事、延長170メーターと、築地7号線側溝改修工事、延長55メートルの2件の工事を予定しております。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

- **〇議長(森本**昇夫君) 教育次長小玉君。
- ○教育次長(小玉常夫君) 教育委員会の関係について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4教育費国庫補助金、節4地域活性化交付金(きめ細

かな交付金)700万円は、説明欄記載の下里小学校校舎の外壁防水事業に対して交付金を受け 入れるものであります。節5住民生活に光をそそぐ交付金1,100万円については、説明欄記載 の図書関係の整備充実を行う事業に対して交付されるものであります。内容につきましては、 歳出のほうで説明させていただきます。

19ページをお願いします。

歳出でございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節13委託料49万4,000円は、下里小学校南側校舎の外壁防水工事に対する設計業務委託料でございます。節15工事請負費840万円は、下里小学校南側校舎の雨漏れを防止するための外壁クラックの目地詰めと防水効果のある塗料を用いた外壁防水工事を行うものであります。次のページをお願いします。節18備品購入費308万円は、学校図書室の整備充実を図るため図書を購入するものであります。

次の項3中学校費、目1学校管理費、節18備品購入費240万円は、小学校費と同じく学校図書室の整備充実を図るための図書購入費であります。

項4社会教育費、目5図書館運営費、節18備品購入費652万円の中の書棚80万円については 図書の整理と配列のため書棚を購入するものであります。空調設備一式81万2,000円について は、1階会議室のエアコンが壊れ修理不能で、また1階郷土資料コーナーと2階玄関ホール、 児童コーナーにはエアコンが未設置なため夏場の作業が大変であり、来客へも負担を強いてい る状況のため、今回エアコンを設置するものであります。図書490万8,000円は、一般図書 1,600冊、児童図書700冊の購入を行い蔵書の充実を図るものであります。

教育委員会の関係は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(森本昇夫君) 休憩します。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 10時19分 休憩 10時45分 再開

~~~~~~ () ~~~~~~~

〇議長(森本昇夫君) 再開します。

質疑を行います。

3番中岩君。

○3番(中岩和子君) 1点、お尋ねをいたします。

16ページの障害者福祉費、南紀ひまわり会補助金のことですけど、これ先ほど180万円要ったんだけど2分の1ということでございましたけど、どうしてこれ2分の1になったのか、ちょっとそちらのほう、よろしくお願いします。

- 〇議長(森本昇夫君) 町長寺本君。
- 〇町長(寺本眞一君) お答えします。

最初、ひまわりの団体の方が来たときに、当初補助金が1割減額されたと言われて、その1割の補助金、何とかならないかということで来られました。その減額金額というのが180万円

だったということで、満額というよりも、ある程度工事費等、当初の見積もりよりぐっと下がって事業できておりますので2分の1が妥当じゃないかということで、私そういうふうな判断をさせていただきました。

- 〇議長(森本昇夫君) 3番中岩君。
- ○3番(中岩和子君) この解体費用ということやったんやないかと思うんです、町施設の。そういうことでやなかったかと思うんですけど、解体の費用だったら、本来なら町のほうが解体する、せんなんところなので、解体費用として出てきたのに2分の1ということやったんですけど、そこら辺はどうなんです。
- 〇議長(森本昇夫君) 町長寺本君。
- 〇町長(寺本眞一君) お答えします。

解体というより、あそこ、施設の土地の利用に関しまして、まあ300坪近くあろうかと思うんですけれども、当然そういう面で、うちが解体するというよりも、利用者のほうでその分も含めて利用、当時は解体も皆一切やりますということで申し込んでこられたわけなんですけども、そういった意味で、例えば更地で300万円の解体をつけて、うちが所有する場合だったらですね、大体資産的に言うと30年貸与しますと2,000万円ぐらいのうちの利益というのがあろうかと思うんですけども、それはそういうことからすると当然福祉のほうに貸すのであれば、それはいたし方ないということで、解体費ということも含めて大体4,840万円という総工費の中で最終的工事費が3,560万円ぐらいでありました。そういった中、運営費についても任意団体である場合やったら見積もり的に言うと23年度で900万円、公認団体になれば1,350万円ぐらいになろうかということで、運営資金等もいろいろと施設としては向上されることがあって、ただ、委員会の陳情の採択によって私も考慮するべきことはそれぐらいが妥当じゃないかということで、私が判断して、議員の委員会の意見を尊重したわけでございます。

○議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。

13番田中君。

○13番(田中 植君) ちょっと1点、聞かせていただきます。

13ページの出張所のところなんですが、用地を購入されるということで570万円ですか、計上されてあるんですが、ここの坪単価と、それと用地、何かで示していただけたらありがたいんですけど、ちょっと私ね、先ほど休憩中にも聞かせていただいたんですけど、もう一度はっきりとどのあたりというのを示していただきたいというふうに思います。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) お答えいたします。

下里出張所の用地購入の関係でございます。

恐れ入ります、23年度当初予算の保育所建設の設計図は今お持ちでしょうか。 よろしいでしょうか。

国道側、建設用地に向かって右側にちょっとくびれた民有地がございます。その土地の関係 でございまして、国道側、向かって右側のくびれた民有地がございます。その土地に関しまし て、この土地の有効利用ということで、将来的にも有効活用ができるようにということで、建設用地がそのくぼみの向かって左側、国道側から土地が向かって左側に建設を予定しておったんですが、ちょっと使い勝手が悪いという、将来的に有効活用ということもございまして、その土地を購入して、くぼんだその土地に出張所を建設する予定、その購入費ということになります。

土地の単価でございますが、国交省の売買実例を参考にさせていただきました。不動産取引の価格情報ということで国交省から出されております。下里地区におきましては、最近の売買実例を見ますと1平米当たり2万8,000円、2万5,000円というとこが相場になってございます。今回購入を予定しております土地につきましては、国道沿いでもございます。その国交省の取引価格の情報、売買実例を見ますと平米当たり2万8,000円、2万5,000円から2万8,000円ということでございますので、坪単価にしますと8万円から9万円ということになります。今回購入を予定しております土地は国道沿いでもございますので坪単価10万円ということで、この購入予定が185.12平米、坪にしますと56坪、今回お願いしております予算としまして570万円ということでございます。よろしくお願いいたします。

#### 〇議長(森本昇夫君) 6番湊谷君。

○6番(湊谷幸三君) お尋ねいたしたいと思います。

国庫補助金ですか、これは地域活性化交付金とか住民生活に光をそそぐ交付金とか、いろいろ地域活性化経済対策も含めての交付金だと思いますが、このことについて、これが町民センター改修事業であれば70万円とか、9ページですね、衛生費国庫補助金だと1,300万円とか、こういうふうにいただいているわけでございますが、その交付決定する要件といいますかね、補助金だったら3割補助しますよとか5割補助しますよというような事業費に対してですね、そういうことで補助金の交付決定があろうかと思いますが、今回はえらい7割かいなあと思うて思うたら8割のところもありゃ6割何ぼのとこもあるということで、このことについての交付基準といいますか、そういうものはどうなってますか。

### 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。

○参事(総務課長)(潮崎有功君) 交付基準ということでございますが、このきめ細かな交付金につきましては、この円高、デフレ対策のための緊急総合経済対策ということで、各担当課において必要なものを申請し、それに基づいて交付されるということでございます。そういうことでございます。御了承いただきたいと思います。

#### 〇議長(森本昇夫君) 6番湊谷君。

○6番(湊谷幸三君) そしたら那智勝浦町、うちの行政のほうではいろいろ懸案があるけど財政的になかなか一遍にはということで、ためておいたやつを、これに該当するかどうかということも含めて一括して県のほうへ提出すると。そしたら県がどうするんか知りませんけど、国のほうで、この事業にこんだけつけましょうと、つまみ金みたいなもんですね、そういうことで決定されるわけですか。そうではないと思いますけどね。

#### ○議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。

- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) この交付金につきましては繰り越しの関係がございます。計画をしたものについての交付枠内での処理をしております。減額執行のために適切な額の一般財源を入れてございます。
- 〇議長(森本昇夫君) 6番湊谷君。
- ○6番(湊谷幸三君) まあ余り理解、こっちが理解力が不足か知りませんけど、もうこれ以上いいですけどね、理解できんのですけど、まあ後でまた聞きます。

土木関係で1,000万円ほどいただいておるんですけど、これを2カ所の箇所づけで終わっておるということですね。ほかにもいろいろと、各区からいろいろと要望もあろうかと思いますけどね。例えば、朝日のほうは170メーターも一遍に側溝改修すると。まあこれは手前みそになりますけどね、朝日地区はどこ見ても側溝があるんですね。宇久井地区は、皆さんもし今度の選挙でですね、6月の選挙でもって宇久井地区を回られる機会があったら見てもろたら結構なんですけど、宇久井は、まあほかの地区もそうかもしれませんけど、側溝のないとこ、いっぱいあるんですわ、まだ。だからこういうときにこそ側溝のないとこを、やはり皆さん納税者、同じように納税者なんですからね、やはり同じようなレベルに住環境をそういうレベルにしてあげたほうが公平性といいますか、公正さが担保されるんじゃないかと思うんですけど、その点についてどう思われますか。もう端的にひとつ、私もこれで3回目ですんで、端的にお答え願いたい。

- ○議長(森本昇夫君) 建設課長塩地君。
- **〇建設課長(塩地勇夫君)** 今御指摘ありました側溝改修工事の件です。

各区からいろいろ出てきております。今回、先に2件上げております件につきましては22年度で取り崩してるというんか、要望箇所の一部であります。で、1カ所においてはちょっと事故というんか、側溝で落ちてけがしたという件もありまして、今回上げさせてもらっております。

築地のほうにつきましても前々から出てきておりましたところであります。それで今回、先 に補正で上げさせてもらっております。

今おっしゃられるように宇久井等、側溝のないところもたくさんあります。そこら辺に関しても今後整備していかなあかんとは思っておりますけど、予算の都合もあり、順次していく予定にはしております。そこら辺は今後、区とも協議し、またうち建設課としての維持管理上、どうしてもやらなければいけないところは優先してやっていくような方向でしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(森本昇夫君) 町長寺本君。
- ○町長(寺本眞一君) 交付金の問題ですけども、本来100%の補助で、ただその事業等を完遂するために余分につけといて、その枠で余った分のうちのはみ出た部分というんですか、そういう部分を見越して予算を一般の財源のほうから持ってきてつけているということで御了解願いたいと思います。

- 〇議長(森本昇夫君) 6番湊谷君。
- ○6番(湊谷幸三君) それじゃあれですね、そしたら1,000万円の交付決定があったと、それで うちは、この場合は幾らやった、ちょっと待ってよ、1,200万円だと、道路橋梁費ですね、道 路新設改良事業に1,200万円と、そしたら1,050万円かかったとすると、そしたら1,050万円か かっても、その50万円はうちの持ち出しで、やっぱり1,000万円は担保していただけると、国 のほうでは交付金としていただけると、こういう理解でよろしいんですね。
- 〇議長(森本昇夫君) 建設課長塩地君。
- **〇建設課長(塩地勇夫君)** そういうことであります。
- 〇議長(森本昇夫君) 10番引地君。
- **〇10番(引地稔治君)** 何点かお尋ねします。

13ページの先ほどの下里出張所の土地の購入のとこなんですけど、今現在、建物が建っているところだと思うんですけど、節15のところに下里出張所新築事業の1,400万円、この中に、この解体またその土地の擁壁など、それも含まれての1,400万円だと思うんですけど、それ確認のためにお願いします。

そして、もう一つ確認なんですが、ちょっと先ほど聞いたんですが、17ページ、火葬炉の設備改修ありますね、これ約1,300万円。これの入札には地元業者並びにいろいろな業者何社ぐらいされてるのか、それとも特殊業務に至るものでもう、1社に特定されているものなのかということと、19ページ、今の道路新設改良費の中で節15工事請負費の中の1,200万円、朝日と築地があるんですけど、これの両方で1,200万円というんですので、この朝日と築地の内訳ありましたら、そして大体メーター単価どれぐらいかというのがあれば教えてください。

そしてもう一つ、19ページの学校管理費の中の下里中学校外壁防水事業というのがあるんですが、先ほど説明の中でクラック等……

## [「下里小学校」と呼ぶ者あり]

あ、下里小学校ですね。外壁のクラック及びと、それとその上に防水の塗装をするということなんですが、この工事費のもう少し内訳、細かい内訳がわかりましたら、足場幾らとか、ほんで平米数がどんだけあるとか、ちょっとわかれば教えてください。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 下里出張所の用地の関係です。

先ほど説明漏れましたけれども、そのくぼんだ民有地、現在お住まいの家が一番向かって右側にございます。それを含めた全部ということではなくて、そのあいている、その左側、現在お住まいになっている方の左側のあいた土地の購入を予定してございます。

その整備費用につきましては1,400万円の中に含まれると考えていただいてよろしいかと思います。

- 〇議長(森本昇夫君) 住民課長寺本君。
- **〇住民課長(寺本資久君)** 17ページの下段の環境衛生費の斎場の火葬炉の改修の関係でございます。工事請負費1,396万5,000円、入札の関係ですが、この業者につきましては特殊性というこ

とから随意契約で行っております。なお、この業者につきましては例年予算でお願いしております。 ます点検業務も行ってもらっております。

それで、随契といいますのは、この辺の近隣の火葬場等につきましても同業者で行っておりまして、この近隣では炉の、いわゆる斎場炉の改修工事に当たっている業者がないということで、現在そのような状況で行わさせていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(森本昇夫君) 教育次長小玉君。
- **〇教育次長(小玉常夫君)** 下里小学校の外壁防水事業の単価ということでございます。

下里小学校につきましては、平成21年度に建築されて、それ以降、一切補修手だてはしておりません。ただ……

[「ちょっと次長、間違い、平成21年度やない」と呼ぶ者あり]

あ、ごめんなさい、済みません。平成元年3月に建築して以来、ほとんど手だてはされておりません。ただ、平成21年度に北側校舎を同じような形で雨漏れ防水工事を実施しております。そのときの単価で今回計上させていただいております。単価は1平米当たり1万6,300円、施工面積が512.34平米となっております。

以上でございます。

- 〇議長(森本昇夫君) 建設課長塩地君。
- ○建設課長(塩地勇夫君) 内訳でございますが、朝日10号線に関しては700万円、築地7号線に関しては500万円、メーター当たり約4万円で予定しています。築地に関しては、これ55メーターであるんですが、これ両サイドありますもんで110メーターになろうかと思います。

あと追加としまして、周りの舗装等の関係でちょっと値段が変わってきております。

- 〇議長(森本昇夫君) 10番引地君。
- **〇10番(引地稔治君)** 今の説明でまあまあ大概わかったんですけど、この下里用地の公有用地の出張所の土地の購入とかというときには、できたら図面とかそういうのを、わかりやすいものをちょっと提出してもらえるように、今後ちょっとお願いしておきます。

以上です。

**〇議長(森本昇夫君)** 後日でもよろしいんですか。

[10番引地稔治君「いや、今後、今後で結構です」と呼ぶ]

今後でよろしいんですね。

[10番引地稔治君「はい」と呼ぶ]

そしたら総務課長、そのようにお願いしときます。

- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) はい、今後そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(森本昇夫君) 14番山縣君。
- ○14番(山縣弘明君) 2点、お願いいたします。

9ページ、歳入の国庫支出金の中で住民生活に光をそそぐ交付金、この1,100万円交付され

ることになったこの交付金額の根拠についてお伺いいたします。

もう一点、これはちょっと聞き漏らしですが、16ページで御説明いただきました町民センター費、この改修事業につきまして、町民センターで現在どのような利用をされてるかという御説明があったと思いますが、確認でもう一度御説明をお願いします。

- 〇議長(森本昇夫君) 教育次長小玉君。
- ○教育次長(小玉常夫君) 住民生活に光をそそぐ交付金の件でありますが、この交付金につきましては、特に図書関係でしか使えないというようなことを受けまして、一応学校図書、そして図書館関係の蔵書、そういうふうなことで交付金をいただくものでございます。なお、この3月に通知、連絡をいただきましたんで、今回の補正というような形になったものでございます。

以上です。

- **〇議長(森本**昇**夫君**) 福祉課長福居君。
- ○福祉課長(福居和之君) 町民センターの利用の状況でございますが、いろんな各種教室ということで、踊りとか民謡関係、料理教室等やっております。あと相談事業関係、そして地域関連事業、行政関連事業等、子供の各種保健、乳幼児の関係とかいろいろな事業を多岐にわたって活用されてます。そしてほかにも、先ほども申しましたが、選挙の投票所としても利用しております。一応平成21年度のセンターの利用者でございますが7,782人、月平均707名の御利用をいただいております。

以上でございます。

- 〇議長(森本昇夫君) 14番山縣君。
- ○14番(山縣弘明君) 先ほどの住民生活に光をそそぐ交付金に関してお尋ねしたのは1,100万円の交付金額の根拠について、1,100万円という数字がどのようにして出てきたのかということをお伺いしたかったところであります。改めてその点についてと、あわせてこの交付がされることによって図書標準と比較した蔵書状況はどのように改善されるかという見込みについてお尋ねいたします。
- 〇議長(森本昇夫君) 教育次長小玉君。
- ○教育次長(小玉常夫君) 1,100万円の根拠でございますが、一応枠組みの配当が1,100万円というふうに聞いております。それへ、未執行になると困るということで町費100万円を上乗せしまして1,200万円の歳出を組ませていただきました。

それと、蔵書でございます。図書館蔵書状況でございます。ことし23年1月末現在で一般図書で2万6,728冊、児童図書が1万7,071冊、郷土資料が1,376冊、洋書が288冊の計4万5,463冊となっております。

小・中学校でございます。一応文部科学省のほうから出しております学校図書館図書標準というのがありまして、これに対しての蔵書状況でございます。小学校全体で、この資料もちょっと去年の8月1日現在なんですが、小学校全体で図書館の標準数が3万9,560冊、それに対して蔵書数が3万8,429冊で1,131冊が満たないと。中学校でございます。学校図書館図書標準

数が2万7,200冊、それに対して蔵書状況が2万3,124冊ということで4,076冊足らないと。

ただ、これはあくまでも蔵書数というのは、その学級数に対してのその基準でありまして、 年々児童・生徒数は減少しております。それで今回の補正も合わせまして、まあまあ十分標準 に近くなるんではないかと、そのように思っております。

以上です。

○議長(森本昇夫君) ほかにありませんか。

質疑を終結することに御異議ありませんか。

9番橋本君。

○9番(橋本謙二君) いつも質疑が遅くなって済いません。

先ほどの13ページの下里の出張所の用地でございますが、13番、10番、質疑されましたけど、余りにも不親切で気に入らんのですけど。

購入する場合、やはりその番地とか、その面積とか、やっぱり事前にしっかりすべきです。この先ほどの別の資料に基づき、やられておりますけれども、これこの区分のところ、これ11.45と7.46になってますね。これポイントが入ってますね。これ上も小さく入ってます。恐らくここら辺が境界じゃないかと思うんですけどね、ここら辺、私小さいとき育った近くでございますんで現状はよくわかっておるんですけれども、その辺についての説明もやはりきちっとなさったほうがいいと思うんです。

10番議員には後で資料を渡すということでございますけれども、番地もしっかりわからんような状況でございますんで、これから保育所のこともいずれ入っていきますけれども、この示された分につきましても、これは古い形になりますわね。町有地がもっとこっちへ広がってくる、くぼ地のところが入ってくるというようになりますんで、その点につきましてもきちんと修正したものを、できるだけ早く出してください。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 資料不備で申しわけございません。

その購入を予定してございます番地でございますが、87番地の4、中地さんという方が所有 しておられる土地を購入予定としております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(森本昇夫君) 総務課長、今9番から指摘を受けた、こういうふうに準備をこれからしてくださいと、こういうことですから、あんたから一回、きちっとした答弁をしておいてください。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 申しわけございません。先ほども御指摘受けましたとおり、 今後土地のこういう購入の件がありましたら、地図を踏まえた面積、そういうふうなものを明 記した資料を提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- ○議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第15号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(森本昇夫君)** 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第6 議案第16号 平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第 2号)

○議長(森本昇夫君) 日程第6、議案第16号平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計 補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

○住民課長(寺本資久君) 議案第16号平成22年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算(第2号)について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億29万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,449万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 総括、歳入で款 4 国庫支出金から款12諸収入までの歳入合計は、補正前の額26億3,420万 1,000円、補正額1億29万8,000円、計27億3,449万9,000円となってございます。

5ページをお願いします。

歳出です。

款2保険給付費から款10諸支出金まで、歳出合計、補正前の額、補正額、計は歳入と同額で ございます。補正額の財源内訳は国県支出金180万円、その他4,624万3,000円、一般財源 5,225万5,000円でございます。

次に、6ページをお願いします。

2歳入、款4国庫支出金、目1療養給付費等負担金、補正額180万円につきましては、説明 欄記載の一般保険医療給付費に係る国庫負担金を補正させていただいております。

款8共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、補正額2,436万3,000円、目2の保険 財政共同安定化事業交付金、補正額2,188万円につきましては、それぞれ2件の共同事業に対 する国保連合会からの交付金でございます。

款10繰入金、目1一般会計繰入金、補正額4,655万9,000円は、節2のその他一般会計繰入金で、これにつきましては保険給付費等に対し一般会計より繰り入れするものでございます。

次に、7ページお願いします。

款12諸収入、目1延滞金、補正額420万円につきましては現在実績により計上してございます。

次の目1雑入、補正額149万6,000円につきましては、説明欄記載2件について実績により補正させていただいております。

8ページをお願いします。

3歳出、款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費から目3の一般被保険者療養費までの計、補正額9,187万6,000円につきましては、それぞれ一般被保険者の給付費、療養費に増、 退職被保険者の給付費に減が見込まれますので補正をお願いしております。

項2の高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費、補正額の計、補正額3,678万4,000円につきましても、それぞれ高額療養費の一般被保険者分に増、退職被保険者分に減額が見込まれますので補正をお願いしております。

次の9ページをお願いします。

項3出産育児諸費、目1出産育児一時金、補正額420万円の減額につきましては、実績及び 見込みにより減額させていただいております。

款7共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金及び目2の保険財政共同安定化事業拠出金の計、補正額、減額の2,043万円につきましては、当事業平成22年度分が確定しましたのでそれぞれ減額補正をお願いするものでございます。

款8保健事業費、目1特定健康診査等事業費、補正額、減額の820万円につきましては、節13委託料で健診委託事業費に不用額が見込まれますので、今回減額補正させていただいたものでございます。

10ページをお願いします。

款10諸支出金、目1国県支出金返納金、節23償還金利子及割引料、補正額446万8,000円につきましては、平成19年度普通調整交付金に係る国庫支出金返納金でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番東君。

〇12番(東 信介君) 済いません、1点だけちょっとお願いします。

9ページの出産育児一時金で420万円の減額になってるんですけど、これ大体1人幾らぐらいで何名ぐらい減ってるんかなあというのだけお教えください。

- 〇議長(森本昇夫君) 住民課長寺本君。
- **○住民課長(寺本資久君)** 9ページの出産育児一時金の関係でございます。

420万円の減額につきましては、1名、今出産一時金42万円でございますので10名分減額させていただいております。

○議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第7 議案第17号 平成22年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算 (第1号)

○議長(森本昇夫君) 日程第7、議案第17号平成22年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会 計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長(小玉常夫君) 議案第17号平成22年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正 予算(第1号)について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ626万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入、款2寄附金の歳入合計補正額は20万円でございます。

次のページをお願いします。

歳出は、款1総務費から款2奨学金貸与事業費まで歳出合計の補正額は歳入と同額の20万円となっております。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款2寄附金、目1奨学基金寄附金、節1奨学基金寄附金20万円の増額でありますが、これは 1名の方から子供たちのための奨学金に役立ててほしいと20万円の寄附の申し出があり、奨学 基金積立金に受け入れさせていただいたものでございます。

次のページです。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節25積立金271万2,000円は奨学基金積立金 に積み立てるものでございます。

款2奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費、節21貸付金251万2,000円は奨学金としての貸付金を減額するものであります。これは平成22年度の新規の借入申込者が見込みよりも少なかったため、今回不用額として減額し奨学基金積立金として積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第17号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\bigcirc$

日程第8 議案第18号 平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2 号)

〇議長(森本昇夫君) 日程第8、議案第18号平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正 予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長福居君。

○福祉課長(福居和之君) 議案第18号について御説明申し上げます。

議案第18号平成22年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)。

歳入歳出予算の総額の補正はございません。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、歳入の補正はございません。

歳出でございますが、款 2 保険給付費から款 3 地域支援事業費まで、補正前の額15億 8,000万2,000円、補正額は増減により 0 円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款 2 保険給付費、目 1 居宅介護サービス給付費、節 19 負担金補助及交付金、補正額 57 万 1,000円につきましては、居宅介護サービス給付費の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

目 2 施設介護サービス給付費、節19負担金補助及交付金、補正額137万円につきましては、施設介護サービス給付費の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

目1高額居宅介護サービス費、節19負担金補助及交付金、補正額75万円の減額につきましては、高額居宅介護サービス費の実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

目 2 高額施設介護サービス費、節19負担金補助及交付金、補正額62万円の減額につきましては、高額施設介護サービス費の実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

4ページをお願いします。

款3地域支援事業費、目1介護予防事業費、節13委託料、補正額減137万1,000円につきましては、生活機能評価、地域介護予防活動支援事業委託における実績見込みによる減額をお願いするものでございます。

項3包括的支援等事業費、目1包括的支援等事業費、節13委託料、補正額80万円の増額につきましては、地域自立生活支援事業委託で実績見込みによる増額をお願いするものでございます。これは介護保険認定者への配食サービス等支援、生活支援事業――デイです――の関係、高齢者の実態把握事業の計上をさせていただいている事業でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

〇議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~~~ ○ ~~~~~~~ 11時41分 休憩 13時30分 再開 ~~~~~~~ ○ ~~~~~~

**〇議長(森本昇夫君)** 再開します。

日程第9 議案第19号 那智勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

○議長(森本昇夫君) 日程第9、議案第19号那智勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する 条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事(総務課長)(潮崎有功君) それでは、議案第19号那智勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の定めによりまして、地方公務員を公益的法人へ派遣する場合において町の条例においてそれを定めなければならないとなっており、それに基づきまして町条例を制定するものであります。

なお、平成23年度において財団法人紀南環境整備公社へ職員を派遣する予定となっております。

第1条には、趣旨といたしまして「この条例は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣 に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるもの とする」と定めております。

第2条には「任命権者は当該団体の業務に従事させるため職員を派遣することができる」と し、派遣できる団体の取り決めを各号で定めております。

第2項に、法第2条第1項とありますが、これにつきましては、条例に定めるところにより職員を派遣することができる規定であり、派遣できる職員を1号から5号の各号で定めております。

第3項には、法第2条第3項とありますが、派遣団体における福利厚生、業務等の職員派遣 に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項の規定であり、各号で定めていま す。

第3条は、派遣職員の職務への復帰について規定しており、派遣職員を職務に復帰させなければならないものとして1号から、次のページ、6号までの各号で定めています。

第4条は、派遣職員の給与の規定で「職員の派遣の期間中は給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる」と定めております。

第5条は、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例について規定しており、「職員派遣後職務に復帰した職員については派遣団体においてついていた業務を公務とみなす」と定めております。

第6条は、派遣職員の復帰時における処遇として「派遣職員が職務に復帰した場合、職務の 級及び号給については他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において規則で定めるとこ ろにより必要な調整を行うことができる」と定めております。

第7条は、第4条で除きました企業職員または単純労働職員である派遣職員の給与の種類について定めております。

第8条には「任命権者は規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の 状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を町長に報告しなければならない」 と定めています。

次の第9条から、次のページ、第16条につきましては、法第10条第1項及び第2項に規定する特定法人、これで言います特定法人は地方公共団体が出資している株式会社のことでございます。その業務に従事する者、また従事するために退職した者の採用について規定しております。

今回の一般職員の派遣には直接関係がございませんが、この条例制定につきましては公益的 法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいておりまして、第9条から第 16条につきましても定めることが望ましいとの指導もあり、お願いをするものですけれども、 説明につきましては省略をさせていただきます。

最後の第17条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上が本条例の概要であります。どうかよろしくお願いいたします。

〇議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(森本昇夫君)** 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第10 議案第20号 特別会計条例の一部を改正する条例

○議長(森本昇夫君) 日程第10、議案第20号特別会計条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事(総務課長)(潮崎有功君) 議案第20号特別会計条例の一部を改正する条例について御説 明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、老人保健事業費特別会計の廃止をお願いするものでございます。

老人保健事業につきましては、昭和58年2月1日、老人保健法が施行され、特別会計を設け70歳以上の医療に関する収支について会計処理を行ってきました。平成20年4月1日より新たに後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者医療事業費と並行して会計処理を行っているところでございます。同日施行の健康保険法等の一部改正する法律附則第39条において老人保健特別会計については3年間設けるものとなっていることから、20年4月1日から3年の23年3月31日をもって廃止いたしたくお願いするものでございます。

なお、医療機関から消滅時効等の中断等が生じている場合もあり得ることから、平成23年4 月以降に生じた費用負担等については一般会計で処理をすることになります。また、本特別会 計条例の条項が1条のみであり、見出しの必要がないことから見出しを削除するものでござい ます。

附則として、この条例は平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度会計終了出納 閉鎖まで存続するものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

#### 日程第11 議案第21号 那智勝浦町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長(森本昇夫君) 日程第11、議案第21号那智勝浦町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する 条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

**〇住民課長(寺本資久君)** 議案第21号那智勝浦町乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例に ついて御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

この条例につきましては、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者の支給対象となる 乳幼児の保険給付に係る一部負担金等を医療機関に支払った場合において、その支払い額を支 給するものと定めているものでございます。

今回、第6条で定めた支給方法について受給資格者の申請に基づき行われる期間が保険給付を受けた日から起算して1年以内としている同条第2項の規定につきましては、地方自治法に定めた期間、これは5年ですが、それが優先されるということでございまして、第2項を削除して、それにより影響する字句の改正と、同条中、残りの各号を順次繰り上げするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第12 議案第22号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長(森本昇夫君) 日程第12、議案第22号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長寺本君。

〇住民課長(寺本資久君) 議案第22号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例改正は出産育児一時金に係るもので、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い本町国民健康保険条例の一部について改正するものでございます。

次のページをお願いします。

第6条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第6項を削る。

平成21年の改正で附則において、経過措置として21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産一時金については、第6条第1項中に規定した「35万円」を「39万円」とする暫定措置がとられておりましたが、本年4月1日より恒久化されることになり、今回本文中の規定を「35万円」から「39万円」に改めて、附則に規定していた経過措置条項を削除するものでございます。

なお、出産育児一時金につきましては、平成21年1月1日から産科医療補償制度創設にあわせて、事故等に対応する保険の保険料水準を踏まえ3万円が加算されておりまして、現在42万円となっております。

附則としまして、1、この条例は、平成23年4月1日から施行し、2では、施行日前に出産 した被保険者に係る出産育児一時金の額については従前の例によるものでございます。金額に つきましては同額ですが、条項のうたい方を変更したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

〇議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第13 議案第23号 小匠防災ため池施設管理条例

○議長(森本昇夫君) 日程第13、議案第23号小匠防災ため池施設管理条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事(総務課長)(潮崎有功君) 議案第23号小匠防災ため池施設管理条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

小匠防災ため池施設管理条例。

小匠防災ため池施設(小匠ダム)につきましては、昭和48年4月に和歌山県と締結した管理 委託協定により管理しているところでありますが、平成23年度から5カ年の継続事業で予定さ れております小匠ダム大規模更新整備事業の実施を受け、土地改良法第96条の4で「市町村が 施設の管理を行う場合は条例をもって管理規定を定める」とうたわれていることから今回の条 例制定をお願いするものでございます。

第1条には、趣旨といたしまして、土地改良法に基づき和歌山県から管理の委託を受けた小匠ダムの管理に関し必要な事項を定めるものとすること、第2条には、ダム施設の管理としてダム施設の管理者は町長とする。また第2項には、ダム施設に管理事務所を置くこととしています。

第3条には、洪水時等における措置を、第4条には、点検整備及び監視を、第5条には、計測、観測の実施をそれぞれ定めています。

第6条、雑則といたしまして、この条例に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める としております。 附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行する。 以上が本条例の概要であります。どうかよろしくお願いいたします。

〇議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

11番曽根君。

- ○11番(曽根和仁君) この第3条について1点、町の認識をちょっと伺いたいとこがあるんですけども、施設のほうは今回県のほうが整備をしていただけるということなんですけど、実際にこの第3条のような緊急事態のときに現場で判断する方は県がつくった水位がどれぐらいになったら放水とか、そういうマニュアルがあって、それに従ってその措置をとると思うんですけども、そういうマニュアルについては、当時、マニュアルができた当時、いつごろかわかりませんけども、現在気象条件等が大分違ってると思うんで、その辺の見直しみたいなことは県と相談して考える、そういう余地があるのか、今までどおりのマニュアルでいくのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。
- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) お答えいたします。

昭和51年3月に制定いたしましたものをこの23年4月1日から新たに改定をする予定にしてございます。

- 〇議長(森本昇夫君) 11番曽根君。
- ○11番(曽根和仁君) 改定ということは実際の現在の気象条件ですね、今現在やったら雨の降り方もゲリラ豪雨的な降り方がするとか、川底なんかもかつてよりも浅くなっているとか、やっぱり太田川の川口もふさがっているとか、そういうのを踏まえて、放水するタイミングを実際に早めるだとか、遅くするだとか、そういうような具体的な改定も含めて考えるということでよろしいんでしょうか。
- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) はい、そのとおりでございます。今回の23年度からの大規模 改修につきましても、管理、それと放流ゲートの整備ということが含まれております。それを 含めて見直しを行うということになっております。
- ○議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。 1番左近君。
- ○1番(左近 誠君) 第4条のダム施設の操作をするために必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つよう点検整備とありますが、点検整備は専門業者がするものなのか。

それと、第5条の必要事項を定期的に計測、観測し記録するものとするとありますが、その 定期的に計測、定期的という場合の定期的な期間ですね、何カ月に1回とか、月に1回とか、 年に何回とか、そういう、定期的とはどの程度を指すものか、教えてください。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長) (潮崎有功君) 申しわけございません。第4条の定期点検整備ですが、職員が行います。

それと、定期的にということは基本的には毎日点検ということになっております。

- ○議長(森本昇夫君) 1番左近君。
- **〇1番(左近 誠君)** 今定期的とは毎日ということを言われましたけれど、第2条のダムの施設 に管理事務所を置くということですが、そしたら常駐するということですね、その管理事務所 に常駐するということですか。
- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 非常事態の場合は待機しますけれども、今回の23年度からの事業に監視カメラであるとか、遠隔操作ができるようなものも入ってございます。そういうふうなことから、これを今回23年度からの工事をするに当たっての条例、ここで定めるという、細かく規定しなさいということでございますので、4月1日からそこに待機するというものではございません。5年計画でございますので、その中に管理設備の更新であるとか、監視カメラの設置であるとか、そういうものが追加されるものに対応する条例となってございますので御了解いただきたいと思います。
- ○議長(森本昇夫君) 1番左近君。
- **〇1番(左近 誠君)** そしたら、現場へ行って、見るということはないということですね。モニターとかああいう、あれでするということですね。
- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) はい、おっしゃるとおりでございまして、ちょっと管理設備の更新追加について御説明させていただきますと、監視カメラの設置、ダムの上下流、南大居地点の監視カメラの設置の追加、監視局の設置、これも追加です。雨量局の増設、これも追加でございます。小匠ダムの管理棟の更新、それから雨量の観測局、警報局、水位からの情報伝達設備の無線化ということで追加されます。それから、ダムへの流入量、水の流入量及び放流量の把握、それらを追加する。これらによって監視カメラで管理ができるというふうな計画でございます。
- ○議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。 13番田中君。
- **〇13番(田中 植君)** ちょっと1点、お尋ねします。

この条例を見ますと、管理者は町長とする、町長は、町長は、町長はという文章が4カ所出てくるわけなんですが、この小匠のダムはちょこちょこと、老朽化しておるという意見が述べられたり、いや、まだまだ大丈夫だという意見があったりするわけですが、この管理者は、やはりダムに、例えばクラックが入ってくるとか、そういうふうな状況が将来的には可能性としてあると思うんです。こういう点検については、やはり専門職の方が点検しなければなかなか、つい通常の管理している皆さんでそういうとこが可能かどうかですね、そのあたりについて1点、お尋ねしておきたいと思います。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 今言われた点検については業者に年1度、お願いをするとい

うことになってございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(森本昇夫君) 13番田中君。
- **〇13番(田中 植君)** ぜひこれ、町長の管理責任ということは非常にたくさんうたわれておりますんで、十分そういう点検については怠らないようにしていただきたいと思います。
- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 言われたこと、心得て今後対処していきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- O議長(森本昇夫君) ほかに質疑ありませんか。 9番橋本君。
- ○9番(橋本謙二君) この呼び方についてちょっとお尋ねします。

公式には小匠防災ため池施設ですね。ここの第1条で小匠防災ため池施設「ダム施設」ということに、いわば通称とでも言うべき「ダム施設」という言葉が出てまいります。以下ずっと、そのダム施設というふうになるんですが、この公式な文章の公式な名称から、こういう通称のような形に変わっていった、そこら辺の関連についてどういう経緯をたどってこうなったのか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(森本昇夫君) 総務課長潮崎君。
- ○参事(総務課長)(潮崎有功君) 申しわけございません。このダム施設ということでございますが、本来正式は小匠防災ため池施設ということでございますが、今回県と町との話し合いによりまして、このダム施設を入れるということになったらしいんです。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(森本昇夫君) 9番橋本君。
- ○9番(橋本謙二君) まあ県と町との話し合い、それはそうなんでしょうけども、中身を聞きたいんですね。公式なこういう条例の中で、通称と言うべきものを入れてくる、どういう話があってどうなったのか、こういう結果になったのかですね、それを聞きたいんです。

公式には、小匠防災ため池施設、ため池施設ですわね。それではなぜいけなかったんですか。これで悪いと言うんじゃないんですよ。悪いと言うんじゃないですけど、これ第1条でこのように「ダム施設という」というふうになっているんで、それは整合性はあるんですけども、公式な名前がありながら、何でダム施設を入れてきたのかなあと、その経緯についてお尋ねしているんです。県との話になったんでしょうけど、その中身について聞いてるんです。

〇議長(森本昇夫君) 休憩します。

~~~~~~ ○ ~~~~~~ 14時04分 休憩 14時14分 再開 ~~~~~~ ○ ~~~~~~

〇議長(森本昇夫君) 再開します。

総務課長潮崎君。

○参事(総務課長)(潮崎有功君) 貴重な時間を費やしまして申しわけございません。

先ほど御指摘いただきました小匠防災ため池施設をダム施設に読みかえた理由ということで 御質問いただきました。

小匠ダムにつきましては、下里、太田地区では通称ダム、小匠ダムと呼んでいることもありまして、これは県との協議の結果、条例制定したものであります。先ほど県にも電話を入れまして了解をいただきました。その点、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(森本昇夫君) ほかにありませんか。

6番湊谷君。 〇6番(**湊谷幸三君**) 余計なことですけ

○6番 (湊谷幸三君) 余計なことですけどね、私ども5人だったかな、6人だったかで太田のほうで一応合併問題のときに説明会なり、自分たちの意見を述べる場、あるいは住民の皆さんからいろんなことの疑問に対して答える場を持ったことがありまして、その際、今言われてる小匠のダムのことを正式には防災ため池と言うんですよと言ったことがあるんですね、私。そしたら太田の人が怒りましてね、ため池とは何ぞやということで、私のいとこにまで抗議をしたという経緯がございましてね。だから太田の、あるいは下里の人に、あれはやはり正式には小匠防災ため池なんですよということを理解していただくように、何かあそこの問題がありましたら皆さんでひとつそれをきちっと把握して、そういうふうに説明していただければありがたいと。じゃないと、ため池と言っても、別にさげすんでといいますか、そういう水たまりやよというような、そういう意味とは違いますんで、やはり正式な名前は残しておかないと。どうしてもそれが不都合であれば名前を変えればいいんですから、変えない限りは、やはり正式な名前で公文書はきちっとしていただきたいと、そう思います。

町長、いかがですか。

- 〇議長(森本昇夫君) 町長寺本君。
- 〇町長(寺本眞一君) お答えします。

土地改良法の関係の補助金要綱に従って補助をもらえるということで防災ため池ダムという、今回工事の、新しく23年度から始まった工事完成の暁には県と協議しながら、協議してですね、あそこに看板は小匠防災ため池ダムという看板を設置……

[6番湊谷幸三君「ダムと違う。ため池施設、施設」と呼ぶ]

ため池施設というような看板を上げるように県と協議してまいりたいと思います。

○議長(森本昇夫君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

# 日程第14 議案第24号 那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例

○議長(森本昇夫君) 日程第14、議案第24号那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例を 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長小玉君。

○教育次長(小玉常夫君) 議案第24号那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例について 御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町立学校設置条例(昭和51年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「那智勝浦町立三川小学校、那智勝浦町大字二河75番地。那智勝浦町立勝浦小学校、那智勝浦町大字勝浦816番地」を「那智勝浦町立勝浦小学校、那智勝浦町大字勝浦816番地」に改める。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。

これは三川小学校が児童の減少により平成23年3月31日をもって公立学校を廃止し4月1日より町立勝浦小学校に統合するため、今回那智勝浦町立学校設置条例から三川小学校を削除するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(森本昇夫君)** 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第15 議案第25号 監査委員の選任について

O議長(森本昇夫君) 日程第15、議案第25号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長潮崎君。

○参事(総務課長) (潮崎有功君) 議案第25号について御説明申し上げます。

〔議案第25号朗読〕

今回の選任同意につきましては、識見を有する者から選ばれた住所地、那智山138番地の髙木功氏が本年3月末をもって任期満了となることに伴い、その後任として坂下進氏をお願いするものです。

坂下氏は、昭和41年3月、県立新宮商業高校を卒業、同年4月株式会社紀陽銀行に入社、平成9年から11年にかけ古座支店、太地支店の次長を経て退社、平成12年から新宮市の民間企業に入社され平成19年に退社、現在無職となっております。このように、同氏は銀行員として長年にわたり当地方の商工を中心とする経済振興に尽力され、その豊富な経験により本町監査委員としてその手腕を発揮していただけるものと存じます。御同意いただけましたら任期は平成23年4月1日から平成27年3月31日の4年間となります。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

〇議長(森本昇夫君) 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 討論を終結することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森本昇夫君) 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

14時24分 散会